

平成27年度 消防局重点事業方針



千葉市消防局

平成27年度 消防局重点事業方針

1 趣旨

この重点事業方針は、千葉市総合計画、千葉市消防局中長期計画に基づき、平成27年度に消防局が重点的に取組む施策を明記した組織としての方針であり、本市消防行政を運営するための指針となるものです。

この組織としての方針に基づき、掲げた目標の達成に向けて、全ての職員が同じ意識を持ち、総力をあげて取り組むことにより、消防行政のレベルアップを目指します。

また、市民等との情報共有や説明責任を果たす観点から、この重点事業方針をホームページで公表して市民等の理解を広め、「市民と共に歩む消防」を目指します。

2 消防局の運営方針

消防局の使命を達成するために、平成27年度運営方針を次の3項目とします。

運営方針1 社会情勢の変化及び消防需要等に対応した消防力の整備、人材育成の推進と地域消防防災の中核的役割を担う消防団体制の充実強化

平成23年3月11日の東日本大震災から丸4年。被災地において、いまだ復旧・復興が進められている最中、昨年8月には広島市における土砂災害、9月には火山活動による被害では戦後最悪とされている御嶽山噴火災害など、甚大な被害をもたらした自然災害が発生しました。

厳しい社会経済情勢、人口減少社会、超高齢社会の到来など、より高度な行政判断を要する状況に直面していますが、引き続き、96万市民の安全・安心を守る為に、災害時に消防力を最大限発揮できる消防体制の整備が求められています。

昨年度、市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針となる「消防力の整備指針」の一部改正が行われ、また、今年度は、「千葉市新基本計画」に基づく、第2次実施計画（平成27年度～平成29年度）の開始年度となることから、本市が保有する消防力について改めて総点検するとともに、社会情勢の変化や、消防需要等に的確に対応する消防力の中長期的な整備を進めるため、本市消防力の基準の見直しを図ります。

そして、私たち消防局にとって、最大の資産は“人”であり、職員個々の資質及び能力の向上が、消防力の向上、市民サービスの向上に繋がることから、採用試験受験者数の増加を図り、優秀な人材の確保に努めるとともに、教育訓練体制の充実、女性消防職員の職域拡大など、人材育成を推進します。

さらに、消防広報、消防施設及び装備の充実強化を図るとともに、地域消防防災の中核的役割を担う消防団体制の充実強化を推進します。

運営方針2 多様化する災害から市民の生命と財産を守る

消防活動体制の充実強化

発生頻度の高まる自然災害や、高齢化する社会構造の変化により多様化している災害から、市民の生命と財産を守るために、警防・救急・救助・航空各部門において、的確な災害対応のできる消防活動体制を強化するとともに、各種教育訓練を積極的に推進して部隊能力の向上に努めます。また、ちば消防共同指令センターの運用機能を生かし、出動体制の迅速化及び応援・受援体制の強化を促進します。

運営方針3 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進及び 高度で専門的知識を有する予防要員の育成

超高齢社会の到来や厳しい財政状況が続く時代背景の中、市民が安全で安心して暮らせる街づくりを推進するため、防火知識と住宅用防災機器等の普及促進を図る住宅防火対策、火災危険の高い防火対象物に対する査察の推進、火災原因調査体制の充実強化、並びに危険物施設や特定事業所の防災体制の強化など、社会情勢等の変化に対応した各種施策の推進と併せ、高度な専門的知識及び技術の習得と、柔軟に対応できる判断能力を有する人材を育成し、組織力の向上を図ります。



■第40回消防救助技術千葉県大会

(平成27年6月2日予定)



■千葉市消防出初式(平成28年1月9日予定)

施策体系

【千葉市総合計画】

『基本構想』(望ましい都市の姿)
健やかに安心して暮らせるまち・千葉市

安全で快適なまち・千葉市
など

【千葉市新基本計画】

ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ

(まちづくりの方向性)

市民の安全・安心を守る
(施策の柱)

消防・救急体制の充実
(施策)

【千葉市消防局中長期計画】

『基本理念』
市民の信頼と負託に応えるため、職員一人ひとりが、任務に誇りと使命感を持ち、あらゆる事象に迅速的確に対応できる消防体制を確立するとともに、より質の高い消防行政サービスを提供できる組織を構築し、「安全・安心のまち・千葉市」の実現を目指します。

運営方針1. 社会情勢の変化及び消防需要等に対応した消防力の整備、人材育成の推進と地域消防防災の中核的役割を担う消防団体制の充実強化

【重点目標】

社会情勢の変化及び消防需要等に対応した本市消防力の見直しと、消防広報並びに地域消防防災の中核的役割を担う消防団体制の充実強化

【重点施策】

- 社会情勢の変化及び消防需要等に対応した本市消防力の基準の見直し
- “市民に身近な消防”を目指すための消防広報の充実強化
- 地域消防防災の中核的役割を担う消防団体制の充実強化

優秀な人材の確保及び人事管理体制の充実

- 優秀な人材の確保
- 健康管理対策の推進

消防施設及び装備の充実強化による市民の安全・安心基盤整備

- 消防庁舎等の整備
- 消防車両等の整備（12台）

学校教育の充実による人材育成の推進

- 新たな教育体制の推進
- 教育環境の整備
- 教育指導体制の強化

運営方針2. 多様化する災害から市民の生命と財産を守る消防活動体制の充実強化

多様化する災害に対応できる消防力の充実強化

- 消防活動体制の強化と部隊能力の向上
- 大規模・広域災害に対する即応体制強化

市民の安全・安心を守る救急体制の充実強化

- 応急手当普及啓発活動の推進及び救急需要対策の推進
- 救急業務高度化の推進

共同指令センターの管理運営の充実及び指令管制技術の向上

- 指令管制業務の技能向上及び均質化
- 新人指令管制員の養成

機動力を活用した航空消防体制の充実強化

- 安全運航体制の充実強化
- 救助隊、消防隊及び救急隊との連携訓練による航空消防活動の強化
- 広域災害発生における消防航空体制の連携強化

運営方針3. 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進及び高度で専門的知識を有する予防要員の育成

市民の安全・安心なくらしを守る火災予防行政の推進

- 住宅防火対策の推進
- 火災原因調査体制の充実強化
- 火災危険性の高い防火対象物に対する違反処理の充実並びに危険物製造所及び特定事業所の保安確保

指導行政に必要な審査指針等の整備及び高度な知識技術を有する職員の育成

- 指導行政に必要な審査指針等の整備
- 指導業務における人材育成

重点目標1　社会情勢の変化及び消防需要等に対応した本市消防力の基準の見直しと、**消防広報並びに地域消防防災の中核的役割を担う消防団体制の充実強化****重点施策1　社会情勢の変化及び消防需要等に対応した本市消防力の基準の見直し****<重点取組事項>**

- 平成26年10月31日付消防庁告示第28号により、市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針となる「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」の一部改正が行われたところです。このことから、本市が保有する消防力について改めて総点検するとともに、社会情勢の変化や、消防需要等に的確に対応する消防力の計画的な整備を進めるため、本市消防力の基準の見直しを図ります。

【達成目標】

- 本市消防力の基準の見直し

重点施策2　“市民に身近な消防”を目指すための消防広報の充実強化**<重点取組事項>**

- 広聴業務により、市民ニーズの把握に努め、各種施策に反映させます。また、消防広報活動の充実を図ります。
- *パブリシティ等を有効に活用し、消防行政に対する理解と信頼の向上に努めます。
- 防災対策、火災予防対策等の重要性について、市民の認識を高め、安全・安心のまちづくりを推進します。
- 災害情報等を迅速・的確に収集します。
- 消防音楽隊による消防広報及び火災予防等の広報活動を充実します。

【成果指標】

- 市民見学会等におけるアンケート、
「消防の仕事などを理解した」と思う市民の割合：95%以上
- 消防局ホームページ年間アクセス件数：150,000件以上
- 市民1万人のまちづくりアンケート、
「市の消防・救急体制が整っている」と思う市民の割合；
現状値（平成23年度末）49.3%→目標値（平成26年度末）53.0%

※政府や団体・企業などが、その事業や製品に関する情報を報道機関に提供し、マスメディアで報道されるように働きかける広報活動。

重点施策3 地域消防防災の中核的役割を担う消防団体制の充実強化

＜重点取組事項＞

- ・「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」の施行に伴い、地域消防防災力向上のため、消防団員の待遇改善など、更なる消防団体制の充実強化を図ります。
- ・大規模災害等に対応できる基本活動訓練、人材育成を行います。
- ・消防団の新戦力の確保を図る為に、各署の行事等において市民と消防団が身近に触れ合う活動を通じて、消防団員の入団促進を図ります。また、機会がある度に、事業所・自治会・学生等へ積極的に入団を呼びかけます。
- ・千葉市消防団協力事業所表示制度の推進
- ・消防団器具置場3棟及び小型動力ポンプ付き積載車1台の整備
- ・消防団装備の充実強化（デジタル無線機、救命胴衣の整備）

【達成目標】

- ・消防団入団促進活動の実施（秋・春の火災予防運動、救急フェア、ボランティア週間時、各消防署管内で実施）→6消防署×4回（イベント数）=市内計24回実施
- ・消防団器具置場3棟の整備（更科、土気、六通）
- ・小型動力ポンプ付き積載車1台の整備（高根）
- ・消防団装備の充実強化（デジタル無線機、救命胴衣の整備）

【成果指標】

- ・消防団協力事業所登録数（25事業所 ※平成27年1月現在）
→35事業所（目標値）
- ・消防団員数 90.8%（実員数763／定数840 ※平成27年1月現在）
→100%（目標値840／定数840）



■市民見学会



■第57回千葉市消防団操法大会（平成27年6月7日予定）

重点目標2 優秀な人材の確保及び人事管理体制の充実

重点施策4 優秀な人材の確保

＜重点取組事項＞

- ・多数退職を迎えることから、既存の消防力を維持・強化させる為には、優秀な人材確保が必要不可欠であることから、一定の消防職員採用試験の受験者数を確保するため、学校訪問及び学校説明会に積極的に参加し、職員募集の働きかけを行います。特に、消防士（建築・電気・化学）は受験者数を確保するため重点的に働きかけを行います。

【成果指標】

- ・（平成27年度消防職員採用試験受験倍率）／12.7倍（過去5年平均の職員採用試験受験倍率） \geq 110%
- ・平成27年度消防職員採用試験（建築・電気・化学）受験倍率 \geq 5倍

重点施策5 健康管理対策の推進

＜重点取組事項＞

- ・複雑多様化する災害に対応するには、強靭な体力と精神力が必要であり、心身ともに健康体でなくてはならないことから、健康管理に関する各種講習会等を積極的に受講させ、必要な知識の修得を図るとともに、健康障害の予防、早期発見及び早期治療を推進します。

【成果指標】

- ・健康管理対策に関する知識の向上
／各種健康管理研修会（70名以上）
- ・健康障害の予防及び早期発見、早期治療
／健康診断二次検診受検率90%以上



■初任科（新規採用職員）教育



■職場体験 * ランチミーティング

重点目標3 消防施設及び装備の充実強化による市民の安全・安心基盤整備

重点施策6 消防庁舎等の整備

＜重点取組事項＞

- ・女性消防職員の職域拡大（交替制勤務へ起用）のため、計画的に庁舎改修を行い、女性職員用施設等の整備を推進します。
- ・消防活動拠点としての機能を確保するため、消防庁舎の建替事業等を推進します。
- ・消防庁舎等の修理、改善を行い、職場環境の充実を図ります。

【達成目標】

- ・女性交替制勤務職員用施設（稻毛・美浜）の整備に係る改修工事の実施
- ・宮崎出張所建替に係る仮設庁舎建設及び旧庁舎解体工事の実施
- ・千葉市消防局・中央消防署合同庁舎の空調設備に係る改修工事の実施
- ・あすみが丘出張所（仮称）用地の地質調査の実施

重点施策7 消防車両等の整備

＜重点取組事項＞

- ・車両更新計画に基づき、計画的に消防車両等を整備し、消防力の維持を図ります。
- ・NOx・PM法に抵触する車両については、触媒装置を設置し、運用しているため低公害車の導入を推進します。
- ・消防車両等の法定点検整備の平準化を図り、安定した消防力を確保します。

【成果指標】

- ・消防車両等の導入（導入台数／導入予定台数 12台）＝100%

《導入予定車両》

車両種別	台数	配置予定場所
消防ポンプ自動車	2	生浜、畠
高規格救急自動車	4	花見川、若葉、緑、打瀬
資機材搬送車	6	各消防署
合計	12	



■宮崎出張所完成イメージ図(～平成28年度)



■高規格救急自動車

重点目標4 学校教育の充実による人材育成の推進

重点施策8 新たな教育体制の推進

＜重点取組事項＞

- ・初任教育対象者の基礎的な知識・技術の習得と消防実務能力の向上を図ります。
- ・「専科教育」は、時代の変化に対応したカリキュラムを作成し、職員の能力向上を図ります。
- ・「消防団員教育」は、災害指揮能力を向上させるための教育を実施します。

【達成目標】

- ・「初任教育」を1年教育とし、基礎教育・実務教育の教育管理を行いながら、専科教育の受講体制を整える
- ・教育訓練計画に基づき実施する全ての課程を検証評価し、受講者の理解度を向上させるカリキュラムを作成する
- ・新たに「消防団指揮幹部科」の教育を実施する

重点施策9 教育環境の整備

＜重点取組事項＞

- ・学校施設及び設備の維持管理を実施し、教育環境整備を図ります。
- ・学校運営上不可欠な施設の改修及び訓練施設の機能回復を行います。

【達成目標】

- ・消防学校管理棟及び宿泊棟の水道設備転換事業を推進する
- ・宿泊棟浴室濾過循環設備の改修を実施する
- ・訓練施設を有効活用するための機能回復を図る

重点施策10 教育指導体制の強化

＜重点取組事項＞

- ・教育担当職員の指導能力向上を図ります。
- ・「個別学習支援（＊CAI）システム」の改善点を抽出、改善策を反映した次期システムの仕様作成を実施します。

【達成目標】

- ・他教育機関に教育担当職員を派遣し、指導能力の向上を図る
- ・次期システム移行に向け「個別学習支援システム」の改善点を抽出するとともに、「消防事務処理システム」との連携を図るための調査研究を実施する

※CAI・・・Computer Assisted Instruction の略。職員用の個別学習支援システム。

重点目標5 多様化する災害に対応できる消防力の充実強化

重点施策11 消防活動体制の強化と部隊能力の向上

<重点取組事項>

- ・消防活動体制の強化を目的とした、消防力の整備を推進します。
- ・指揮隊を中心とした部隊能力を強化し、迅速・適確・安全な災害対応の徹底を図ります。
- ・特殊災害（NBC災害）対応の充実強化を図ります。

【達成目標】

- ・計画的な車両配置の見直しや、特別高度救助隊の効率的運用など消防力の整備を推進し、消防活動体制を強化する
- ・警防技術大会及び消防救助技術大会を通じた訓練や、安全管理教育の実施により部隊能力の向上を図る
- ・新たな計画によるNBC災害対応訓練を実施し、NBC災害対応の強化を図る

重点施策12 大規模・広域災害に対する即応体制強化

<重点取組事項>

- ・大規模・広域災害発生時における応援・受援体制を強化します。
- ・大地震に備えた防火水槽（耐震性）の整備計画を策定します。
- ・自然災害に備えた土砂災害警戒区域等の危険箇所の対応を強化します。

【達成目標】

- ・震災対応訓練、緊急消防援助隊全国合同訓練及び関東ブロック訓練、長時間救助活動想定訓練の実施により、大規模・広域災害応援・受援体制を強化する
- ・市域を250mメッシュに1基の設置目標とした防火水槽の整備計画を策定し、消防水利の確保に努める
- ・土砂災害（特別）警戒区域（121箇所）、急傾斜地崩壊危険区域（103箇所）、冠水箇所等を現地踏査し即応体制の確立を図る



■警防技術大会(平成27年8月中旬予定)



■第5回緊急消防援助隊全国合同訓練

(千葉県開催。平成27年11月13日・14日)

重点目標6 市民の安全・安心を守る救急体制の充実強化

重点施策13 応急手当普及啓発活動及び救急需要対策の推進

＜重点取組事項＞

- ・新しい形態での救命講習の開催を通じたバイスタンダーの育成
- ・地域における自助・共助精神を基とした救護能力の向上
- ・市民と協働した応急手当普及啓発活動の推進
- ・救急隊の適切な運用及び関係各機関と連携した救急需要対策の推進

【達成目標】

- ・地域の特色に応じた応急手当の普及の推進（都市型・地域型など）
- ・応急手当普及啓発における関係各機関（日本赤十字社・市医師会・行政各部局・その他の機関）との連携強化
- ・救急隊の効率的な運用方法の構築と関係各機関（市医師会・医療機関・行政各部局）と連携した救急需要対策の確立（待機救急隊ゼロ状態の撲滅）
- ・「救急車の適正利用」実現のための広報活動の充実

【成果指標】

- ・普通救命講習、上級救命講習会の開催（年間400回 8,000人）
- ・短時間救命講習（こども救命講習会、女性救命講習会含む）の開催（年間120回 3,000人）
- ・応急手当WEB講習（eラーニングを用いた救命講習）の実施（年間40回 1,000人）
- ・応急手当インストラクターを活用した救命講習の開催（年間30回）
- ・「応急手当ジュニアインストラクター講習」の開催（こども・若者の意見反映事業）
- ・応急手当普及協力事業所での救命講習の開催（年間10回）
- ・自治会・町内会・マンション管理組合などを主たるターゲットとした応急手当普及協力事業所認定数の増加（30事業所増）

※交付事業所件数 424件（平成26年12月末現在）



■普通救命講習会



■救急フェア

重点施策1 4 救急業務高度化の推進

＜重点取組事項＞

- ・救急分野における ICT システム（情報通信技術）の構築
- ・救命率の向上に必要な救急技術の強化及び救急隊員への新たな教育体制の整備

【達成目標】

- ・ICT を活用した救急搬送体制を構築する
- ・病院局（青葉病院）と連携し、救急隊員及び救急救命士への新たな病院実習体制を構築する
- ・救急隊員（救急救命士を除く）に対する教育カリキュラムの検討

【成果指標】

- ・救急救命士の養成
 - ／救急救命士の新規養成（4人）
 - ／気管挿管認定救急救命士の養成（2人）
 - ／ビデオ硬性挿管用喉頭鏡認定救急救命士の養成（4人）
 - ／薬剤投与認定救急救命士の養成（2人）
 - ／救急救命士処置範囲拡大（拡大二行為）認定救急救命士の養成（2人）
- ・救急隊員の人材育成
 - ／一般救命士の再教育（病院実習 55人、集合教育 62人）
 - ／気管挿管認定救急救命士の再教育（14人）
 - ／薬剤投与認定救急救命士の再教育（22人）



■救急情報共有システム(イメージ)



■エボラ出血熱擬似症患者の発生を想定した対応訓練

重点目標7 共同指令センターの管理運営の充実及び指令管制技術の向上

重点施策15 指令管制業務の技能向上及び均質化

＜重点取組事項＞

- ・指令管制の手引き及び指令判断基準に基づき、一連の指令管制業務を実施しているが、すべての指令管制員が熟読、理解するとともにシステムに対する知識及び技術のスキルアップを図ります。
- ・運用との相違が生じた場合には、適時に見直しの検討を行い、現場活動等に則した基準等の改正を実施します。
- ・指令管制業務の均質化を図り、119番通報の受付において、親切で迅速、正確な市民サービスを実施します。
- ・迅速的確な応援、受援体制を確立し、大規模災害に備えます。

【成果指標】

- ・例年実施している訓練の他、OJTを活用し機会教養を実施、指令第1班から第4班全員が高い技術を維持し、119番受付から出動指令まで2分以内を達成する
- ・指令管制業務を円滑に推進するため、各種部会、会議を年度内において下記回数以上実施する（協議会1回、幹事会2回、専門部会4回、班長副班長6回）

重点施策16 新人指令管制員の養成

＜重点取組事項＞

- ・共同指令センターの正式運用から2年が経過し、派遣職員の入れ替え時期となることから、新人指令管制員に対し事前研修等により、市民サービスの低下を防止します。
- ・事前計画に基づき就業前研修、着任後実践研修により指令管制技術の習得を図ります。

【達成目標】

- ・派遣前60時間の就業前研修終了後、着任後直ちに40時間の実践研修に着手できる
- ・100時間の研修終了後は、一連の指令管制業務を補助者なしで行える



■ちば消防共同指令センター



■システム障害の発生を想定した対応訓練

重点目標8 機動力を活用した航空消防体制の充実強化

重点施策17 安全運航体制の充実強化

＜重点取組事項＞

- ・安全運航体制を充実させるため、各種訓練を実施し、不安全要素に対する洞察力の向上を図ります。
- ・各種講習会等へ積極的に参加し、安全運航に関する知識及び技術の向上に努めます。

【達成目標】

- ・各種訓練の実施
 - ／操縦訓練（30回）
 - ／隊員訓練（20回）
 - ／防災訓練（10回）
- ・各種講習会への参加
 - ／計器飛行訓練（4名）
 - ／全国航空消防協議会（1名）
 - ／整備関係講習会（2名）

【成果指標】

- ・無事故飛行時間の延伸
(平成26年12月31日現在・7,114時間)

重点施策18 救助隊、消防隊及び救急隊との連携訓練による航空消防活動の強化

＜重点取組事項＞

- ・連携航空救助員の養成を行い、航空救助活動の充実強化を図ります。
- ・救助隊との連携救助訓練及び消防隊、救急隊とのドクターピックアップ救急活動連携訓練を実施し、災害対応能力の向上を図ります。
- ・航空救急活動への積極的な取組み

【達成目標】

- ・連携航空救助員の習熟訓練（6名）
- ・救助隊及び救急隊等との連携訓練（20回）
- ・質の高い航空救急活動のため、離着陸場の充実を図る

重点施策19 広域災害発生時における消防航空体制の連携強化

＜重点取組事項＞

- ・千葉県が大規模災害を被災した想定での緊急消防援助隊全国合同訓練において、ヘリベースの運営及び全国消防防災航空隊との連携について検討調整を実施し、大規模災害時における航空消防体制の強化を図ります。

【達成目標】

- ・緊急消防援助隊全国合同訓練における消防防災航空部隊の円滑かつ効率的な運用調整を図る

重点目標9 市民の安全・安心なくらしを守る火災予防行政の推進

重点施策20 住宅防火対策の推進

<重点取組事項>

- ・幼少年から高齢者まで各世代で必要とされる防火知識の普及啓発を図ります。
- ・住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の設置及び維持管理の推進を図ります。
- ・住宅火災出火原因の上位を占める放火火災防止対策の推進を図ります。
- ・関係機関・団体との連携・協力体制の充実を図ります。

【達成目標】

- ・住宅用火災警報器の設置率向上

【成果指標】

- ・住宅用火災警報器の設置世帯数（自動火災報知設備等を設置する世帯を含む）／市内対象世帯数
=89.3%<消防庁推計値。平成27年6月・千葉市>
※住宅用火災警報器設置率 89.0%<消防庁推計値。平成26年6月・千葉市>
- ・幼少年向け住宅防火教育（100回）
- ・住宅防火講話（350回）

重点施策21 火災原因調査体制の充実強化

<重点取組事項>

- ・調査教育研修及び火災現場を想定した実地研修により、火災調査に対する経験値を上げ、より高度な調査技術を習得させ、調査員の知識・技術の向上を図ります。
- ・火災調査から得られた資料を有効活用し、類似火災の防止対策と不明火災の低減化を図ります。

【達成目標】

- ・調査員の知識・技術の向上

【成果指標】

- ・火災原因不明率の低減化
火災原因不明件数／火災件数=火災原因不明率 3%以下
※火災原因不明件数 9件／火災件数 300件=不明率 3.00%（平成26年中「概数値」）



■イベント時における住宅用防災機器の普及啓発



■火災原因調査(発掘調査)

重点施策22 火災危険性の高い防火対象物に対する違反処理の充実並びに 危険物製造所及び特定事業所の保安確保

<重点取組事項>

- ・重大違反（屋内消火栓設備未設置、スプリンクラー設備未設置、自動火災報知設備未設置、避難器具未設置（特定一階段等防火対象物に限る。））の防火対象物に対する違反是正の強化を図ります。
- ・防火管理者未選任及び消防用設備等の点検未報告の防火対象物に対する違反是正の強化を図ります。
- ・長期間立入検査未実施の防火対象物に対する立入検査の強化を図ります。
- ・社会福祉施設等に対する火災予防対策の推進を図ります。
- ・危険物製造所等の基準適合状況、維持管理状況及び危険物の貯蔵又は取扱いに係る保安を確保します。
- ・特定事業所の自衛防災組織体制の充実強化及び対応能力の質的向上に関する指導を引き続き推進するとともに、災害発生時における迅速かつ適切な情報提供体制の整備に関する事項を防災規程に定めるよう指導を徹底し、特定事業所の保安を確保します。
- ・高度かつ専門的知識を必要とする査察業務の質を確保するため、予防技術者等の資格取得の推進を図ります。

【成果指標】

- ・*重大違反対象物等に対する是正等の成果達成率 100%

(平成27年度是正等の成果達成数／平成27年度特別対応計画数)

是正等の成果達成率は、重大違反対象物等に対して、年度計画により立入検査が実施されたもの、及び是正等の成果達成が図られたもの

※ 重大違反対象物等の区分

- ①屋内消火栓設備未設置、スプリンクラー設備未設置、自動火災報知設備未設置、避難器具未設置（特定一階段等防火対象物に限る。）
- ②防火管理者未選任
- ③消防用設備等の点検未報告
- ④長期間立入検査未実施

- ・法令改正に伴う社会福祉施設等に対する指導対応率 100% (指導対応数／指導対象数)

- ・危険物製造所等及び特定事業所に対する立入検査実施率 100%

(平成27年度立入検査実施数／平成27年度立入検査計画数)

※平成25年度立入検査実施率 123% (999/811)

- ・予防技術資格の資格者育成

重点目標10 指導行政に必要な審査指針等の整備及び高度な知識技術を有する職員の育成

重点施策23 指導行政に必要な審査指針等の整備

＜重点取組事項＞

- ・危険物許認可等の事務処理を統一かつ適正に行うため、消防法の改正に対応した危険物規制審査指針等の改正を行います。
- ・消防同意等の事務処理を統一かつ適正に行うため、消防用設備等技術基準等の改正を行います。

【達成目標】

- ・危険物規制審査指針等の改正（平成27年度修正版）
- ・消防用設備等技術基準等の改正（平成27年度修正版）

重点施策24 指導業務における人材育成

＜重点取組事項＞

- ・社会情勢の変化に的確に対応した指導業務が展開できる人材の育成を図ります。
- ・高度な専門知識、技術を有する指導業務における人材を計画的に養成するため、予防技術資格者等の育成の推進を図ります。

【成果目標】

- ・予防技術資格の資格者育成



■危険物防災講習会(平成27年6月8日予定)



■危険物許認可事務に係る検査